

視察に名を借りた観光旅行そのものです。そこでフランス海外視察などについてその費用の返還請求を求めたのがこの裁判です。この視察は農業政策と公営カジノの調査が目的で観光政策調査は目的とされていません。しかし何故か視察初日の午前中に行ったのがルーブル美術館で、午後はカジノ見学です。2日目は午前中にフランスの日本大使館で大使館員からバイオマス事業の説明を受け、昼は2時間半もかけて食事をし、その後ノートルダム寺院を見て終わりです。3日目は農場見学し、その後帰国しました。観光旅行、カジノ旅行と評されても致し方ない内容だと思います。5月12日に自民党県民会議の中島源陽議員の証人尋問が行われました。実はこの旅行は自民党県民会議7名で行ったのですが、おもしろいことに海外行政視察として派遣された3名はビジネスクラス（68万円）を他の4名はエコノミークラス（12万円）を使ったと証言しました。しかしそのことは俄に信じられません。また旅行代理店への前払い分（7名分）は、本来派遣された3名についてしか使用できないはずの海外視察費が使われています。オンブズマンとしては、3名に交付された海外視察費が他の議員の旅費に流用されたと疑っています。審理は7月21日に結審の予定です。

外務省国賠訴訟

仙台市民オンブズマン
弁護士 今泉 裕光

早いもので、外務省国賠訴訟を提起してから約2年が経過しました。

同訴訟は現在控訴審証拠調べ手続きのまっただ中です。この原稿を書くに先立ち4月20日と6月1日に証人尋問が行われました。申請した証人は、当時の外務省大臣官房会計課長（4月20日）、外務省北米局北米第一課首席事務官及び外務省欧洲局西欧課主席事務官（6月1日）です。この証人申請は原審の際にも行ったのですが、なぜか却下されていたのです。控訴審で認められてやっと尋問をすることが出来ました。

この外務省国賠訴訟は、オンブズマンの外務省に対する便宜供与文書等の開示請求に対し、外務省が開示の期限を2年後に設定したことに対して

起こした訴訟ですが、この期間を指定した上で各関係課が行ってきた開示準備（まあ、ほとんど何もやっていないのですが）に多少差があります。会計課においては実際に各在外公館から資料を集めてからその選別に時間がかかっているのですが、北米一課と西欧課においてはこの各在外公館への文書の送付指示自体になんと3ヶ月以上もの時間をかけているのです。この事実のみで外務省の作為義務違反は明かであると思うのですが、尋問では主にその点を突いた質問をしていました。いかにも官僚らしい国会答弁のような回答にかなり手を焼きましたが、一定の成果は得られたと思います。後は裁判官が我々と同じ感覚を得てくれればよいのですが…。

次回期日は9月15日で、結審の予定です。次の会報では結果をお伝えできると思います。

県議会費用弁償

仙台市民オンブズマン
弁護士 原田 憲

宮城県議会議員の費用弁償（日額10,800円から20,200円）の問題については、昨年、住民訴訟を提起し、現在も裁判を重ねてあります。

今年4月、宮城県議会において、政務調査費の改革に併せ、費用弁償についても一定の見直しがなされました。その内容は、車賃1kmにつき37円に加え公務諸費として、往復50km未満は3,000円、往復50km以上は4,000円を支給するというものです（宿泊費は上限を14,900円として実費支給するとしています）。

この改正内容は、気仙沼など遠距離の議員に関しては一応の合理性を有するとも思われますが（高速代往復4,000円）、遠距離の基準を一律に適用しようとするものです。結局のところ、多数を占める往復50km未満の議員において、根拠のない定額支給を維持しようとする内容であり、見直しは不十分であると言わざるを得ません。

県議会費用弁償については、今後も裁判において実費との差額を明らかにし、違法な支給の実態を明らかにしていく予定です。

相沢光哉県議不起訴処分、検察審査会へ申立て

仙台市民オンブズマン
弁護士 宇都 彰浩

仙台市民オンブズマンは、相沢光哉県議が、平成16年度宮城県議会政務調査費に関し、県民の税金で賄われる政務調査費を詐取するために、領収証を偽造し、偽造した領収書を行使して、政務調査費の返還義務を免れ、また、裁判において、あたかも適正な政務調査費として支出したかのように偽証を行ったとして、同人を、平成20年3月14日、有印私文書偽造、同行使、詐欺及び偽証罪で仙台地方検察庁に刑事告発していました。

ところが、平成21年3月27日、仙台地方検察庁は、嫌疑不十分として不起訴処分としました。検察庁が不起訴処分とした理由は、①相沢県議は、収支報告書の作成や会計業務に直接関与しておらず、相沢県議が殊更に日付を改ざんして領収証を偽造する故意があつたとまではいえない、②偽証罪の点についても、領収証を偽造する故意があつたとまでいえないことから、偽証の認識があつたとまではいえない等というものでした。

しかし、検察庁は、相沢県議が、日付空欄の領収証の原本をコピーして日付空欄の領収証の写しを作成し、それぞれ異なる日付を記入した上で、さらに、それらをコピーして写しを作り、政治資金規正法上の収支報告書ないし政務調査費にかかる



る収支報告書にそれぞれ添付して使用しているという極めて不自然な行為を行っているにもかかわらず、この点につき十分捜査していない疑いがあります。また、検察庁は、相沢県議が、証人尋問前に、仙台市民オンブズマンの主張を精査し、代理人弁護士と入念な打ち合わせをした上で、偽証している点を見逃しているなど、告発した事実について十分に捜査を尽くした上で、相沢県議を不起訴処分としたのか甚だ疑問です。

そこで、仙台市民オンブズマンは、平成21年5月13日、仙台検察審査会に審査申立てを行いました。今後、検察審査会において、有権者はじめ県民の議員に対する信頼を回復するために、相沢県議の不起訴処分について再度適正な捜査を行うよう検察庁に勧告されるよう期待したいと思います。

国交省直轄事業負担金の監査請求について

仙台市民オンブズマン
弁護士 松澤陽明

国交省は、国が行う国道や河川の建設・維持管理事業の負担金を都道府県や政令市から徴収しています。昨年度に県や仙台市が支払った負担金のうち、仙台河川国道事務所の建設用地取得に1億数千万円が使われたことが報道されました。庁舎用地の取得費まで負担させるのは、間接経費をも地方自治体に負担させる点で、法の趣旨に反しています。そこで県と仙台市に対して、国にその分の負担金の返還を求めるよう監査請求を行いました。



従前、何に使うかの説明もなく負担金が徴収されており、国と地方との関係は歪んでいます。国交省は6月1日、昨年度の負担金の用途を明らかに

にしましたが、報道では職員の退職金の一部まで地方に付回されているようです。国と地方とが互いの事業について、相手の利益にもなっているとして経費を負担させようとすれば、そのための事

務で無駄な経費が増えるだけです。国と地方の間で税金をキャッチボールする制度は、廃止に向かうべきで、制度改革のためにも本件監査請求を行っています。

行政委員に対する月額報酬支払差し止め 住民監査請求について

仙台市民オンブズマン
弁護士 齋藤 拓生

宮城県の労働委員会、選挙管理委員会、公安委員会の委員（非常勤）は、勤務日数は、月4日程度ですが、月額報酬制で、毎月22万円程度（年間264万円）もの報酬が支払われています。このような月額報酬制が、非常勤職員の報酬を原則として勤務日数に応じて支給すべきであるとする地方自治法に違反することは明白です。勤務実態に反した月額報酬制は、委員に「甘い椅子」を与える結果、県に有利な判断をさせる御用委員会となる危険性もあります。

すでに、本年1月22日には、大津地裁で、労働委員会・収用委員会・選挙管理委員会の各委員の月額報酬の支給差止を認める判決が出ています。これを受けて、神奈川県では、見直しを決定し、大阪府、山口県では、見直しを検討することです。また、栃木、香川でも、監査請求が行われています。



国の行政委員（選挙管理委員、中央労働委員）等については、すでに、日額3万7000円以内で、各庁の長が定める月額制となっています。全国の地方自治体で、地方自治法の趣旨に基づいて、勤務日数に応じた報酬の支給に是正すれば、約100億円の経費削減になるとされています。今後、全国各地のオンブズマンにも、監査請求を呼びかけ、不公正・不合理な非常勤の行政委員に対する月額報酬制の全廃を実現したいと思います。

市議会費用弁償監査請求

仙台市民オンブズマン
弁護士 原田 憲

仙台市議会議員には議会や委員会に出席した際、「費用弁償」の名目で、日額1万円が支給されています。平成21年6月3日、仙台市民オンブズマンは、仙台市議会の費用弁償について住民監査請求を申立てました。

仙台市議会の費用弁償については、昨年6月にも住民監査請求を申立て、監査委員から棄却されておりましたが、仙台市議会が他の政令市と同様、自主的に廃止することを期待し、住民訴訟の提訴を見送ったという経緯でした。

その後、約1年が経過しましたが、仙台市議会には一向に条例を改正する気配なく、オンブズマンとしては、司法による是正を求める他ないと結論し、再度の住民監査請求に至りました。

費用弁償をめぐる最近の判例状況について述べますと、今年2月20日、札幌高等裁判所において、札幌市議会の日額1万円の費用弁償について、違法とし、全額の返還請求を認容する判決が下されております。

札幌市議会においては既に費用弁償を廃止しておりますところ、仙台市議会においても早期の廃止がのぞまれます。

第16回全国市民オンブズマン大会は 岡山で開催します！

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 野呂圭

今年の全国市民オンブズマン大会は、8月29日（土）午後1時から翌30日（日）正午までの日程で、岡山大学を会場に開催されます。大会テーマは、「地方財政」「監査委員の評価」で、29日の記念講演では前鳥取県知事で慶應義塾大学法学部政治学科教授の片山善博氏が講演します。監査委員の問題は、北海道・東北市民オンブズマンネットワーク仙台例会（2008年12月）でも取り上

げており、監査委員の独立性・専門性・中立性の確保してよりよい監査の実現を求めるアピールを出しました。全国大会でも過去に監査委員を取り上げていますが、行政をチェックする専門機関である監査委員をチェックしていくことは良い行政を実現するために必要なことだと思います。

分科会は、①監査委員、②地方財政、③談合問題、④初めての市民オンブズマン、⑤情報公開上級（警察・外交・農薬）、⑥議会改革等が予定されています。

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク報告

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク事務局長
弁護士 千葉晃平

6月6日（土）・7日（日）、緑鮮やかな弘前市において、北海道・東北・新潟・栃木から80名を超える参加を得て、半年に一度のネットワーク例会（第34回）が開催されました。

市民フォーラム『税金！こったらだ使い方でいいんだが!?～議会政務調査費・費用弁償、非常勤職員の月額報酬を考える～』では、菊地修弁護士（仙台）による政務調査費への取組・成果等の報告はじめ各地の取組・成果の報告を受け、会場発

言・質疑応答を行い、各問題点への切込方や今後の取組について、熱心かつ充実した議論・検討がなされ、また、非常勤特別職員に対しいわゆる『甘い椅子』を与える高額報酬の問題の改善等を求めるアピールが採択されました。

次回は、2009年12月5日（土）・6日（日）に新潟市で開催予定です！ 市民の方々とともにあるべき行政・議会の姿を考えていきたいと思いますので、是非、ご予定・ご参加下さい。



「仙台市民オブズマン」の活動

2008.12.18～2009.6.15

2008.

- 12.18 仙台市議海外視察判決、記者会見
 - 〃 オンブズマン12月例会、忘年会
- 25 県警旅費控訴審判決、記者会見
 - 〃 タクシーチケットに関する監査請求、随時監査の申し入れ

2009.

- 1. 6 政務調査費（県16年度）打ち合せ
- 14 タクシーチケット関係文書開示
- 15 政務調査費（県16年度）証人尋問
- 16 政務調査費（県18年度）公判
- 19 東北文化学園公判
- 20 県海外視察証人尋問
- 22 政務調査費打ち合せ
- 23 外務省情報公開控訴審公判
 - 〃 外務省国賠控訴審公判
- 24 オンブズマン1月例会、合同新年会

- 26 政務調査費打ち合せ
- 27 政務調査費打ち合せ
- 29 県警捜査報償費情報公開控訴審判決、記者会見
- 2. 3 タイアップ役員会
- 14 県議会費用弁償公判
- 17 政務調査費（県・15年4月）控訴審公判
- 26 政務調査費打ち合せ
- 3. 2 政務調査費（県18年度）弁論準備
 - 〃 県警捜査報償費判決、記者会見
- 3 県海外視察公判
 - 〃 政務調査費打ち合せ
- 〃 県警捜査報償費情報公開判決、記者会見
- 4 タイアップ役員会
- 6 行政委員会関係文書開示（県・市）
- 11 政務調査費打ち合せ
- 12 オンブズマン3月例会
- 17 政務調査費打ち合せ
- 23 政務調査費に関する和解成立（県議会）
 - 〃 費用弁償弁論準備
- 24 外務省打ち合せ
 - 〃 県警捜査報償費に関する知事への申入れ
- 31 県行政委員関係文書開示
- 4. 7 タイアップ例会
- 8 行政委員監査請求打ち合せ
- 13 東北文化学園判決、記者会見
- 20 外務省国賠証人尋問
- 23 県海外視察打ち合せ
 - 〃 オンブズマン4月例会
- 24 市海外視察控訴審公判
- 28 外務省報償費判決、記者会見
- 30 国直轄事業負担金監査請求（県・市）
- 5. 12 県海外視察証人尋問
- 13 相沢県議の件で検察審査会へ申立て
- 14 費用弁償打ち合せ
 - 〃 オンブズマン5回例会
- 15 県行政委員監査請求、記者会見
- 25 費用弁償打ち合せ
- 28 会報「オンブズマン」No30編集打ち合せ
 - 〃 費用弁償公判
- 6. 1 外務省国賠証人尋問
- 2 タイアップ例会
- 3 仙台市議会費用弁償監査請求
- 6～7 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク弘前例会
- 8 会報「オンブズマン」No30編集打ち合せ
- 9 仙台市議海外視察公判
- 15 会報「オンブズマン」No30発行



オンブズマン支援企画

2年ぶりの開催ですが、今年もやります!!

「地球のステージ」

11月17日(火) 18:00開場 仙台市戦災復興記念館 18:30開会

チケットは、オンブズマン活動支援協力券として、1枚 3,000円です。

●「地球のステージ」について

「地球のステージ」に登場し、語り歌うのは、桑山紀彦さんという医師です。桑山さんは山形県で精神科医をするかたわら、NPO法人「地球のステージ」の代表理事として、災害時の緊急医療支援や、紛争地や被災地で心に傷を負った人への心理社会的ケア（心のケア）を中心として海外支援活動を続けています。これまで56カ国を歩き、国際医療救援活動を展開してきました。今年1月にはパレスチナ支援としてガザのラファ市立病院で医療支援活動を行って

仙台市民オンブズマンと タイアップグループの 総会と懇親会の案内

日時 7月17日(金)
オンブズマン総会 16:00~
タイアップグループ総会 18:00~

会場 ホテル白萩

▶懇親会 18:30~20:00(会費5,000円)

※今年の総会は平日の開催です。ご注意下さい。
※どちらの総会も参加できますので、ご都合をつけていらしてください

※懇親会は、会費制です。楽しい出しものもあります。同封のハガキで出欠をお知らせください。

※懇親会用のお飲み物などの差し入れをお待ちしています。

仙台市民オンブズマン

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。

(2) 会費：年10,000円・賛助会員年3,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。

(3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて隨時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。

(4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。

(5) 役員：会長 1名、副会長 若干名

います。(写真)

これまで仙台・東北はもとより全国で1800回もの公演を重ねており、幅広い方々が感動できる内容です。



タイアップ副会長の三塚さんが何回か上演取り組みに関わっていて、三塚さんの強力な推薦と実務交渉が実を結んで、今年の支援企画として取り組むことになりました。

三塚さんからは「いま世界で起きている厳しい現実をスクリーンで見せられたときは、カルチャーショックを受けてしまった。しかし言葉や習慣、肌の色が違っていても、心は通じ合えるんだという桑山氏の思いがストンと胸に落ちる。戦争で疲弊した国や最貧国でも、子どもたちの笑顔がみな生き生きしているのが救いだ。多くの人に感動を味わってもらいたい」から会報に大きく掲載してと、言われております。

8月4日のタイアップの例会日に、実行委員会も立ち上げますので、ぜひご参加をお願いします。

【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第1火曜日に例会をおこなっています。

その時々の「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝市ビル3階の事務局で18:30からです。ぜひお誘いあわせてご参加ください。

8月4日(火)も例会をおこないます

(支援企画の実行委員会を立ち上げます)

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。募金のご協力もおねがいします（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会員納入先 七十七銀行本店(普通) 6530010
郵便局振込 02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

タイアップグループ会則

- (6) 役員会：必要に応じて開催する。

(7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。

(8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンラインズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンラインズマン事務局より報告を受けるものとする。